

感染症罹患時の登園停止・再登園可能のめやす

京都府医師会BeWell参照

登園停止のもの ※医師の許可にもとづき、登園届が必要です

病名	登園停止期間のめやす	
☆インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで	発症日を 0日とする
☆新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、症状が軽快した後24時間	
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後3日を経過するまで	
風疹	発疹が消失するまで	
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌薬による治療完了まで	
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
★アデノウイルス 感染症	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭痛、結膜炎などの主要症状が消退した後、 2日を経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	眼症状が改善し、医師により感染の恐れがないと認められるまで
出血性角結膜炎		
腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続 2回の検便によっていずれも陰性が確認されてから	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	

☆インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、保護者の方で記入してください。

★アデノウイルスはウイルスのタイプによって対応が異なります。アデノウイルス感染症のうち、咽頭結膜熱（プール熱）と流行性角結膜炎（はやり目）の2つは登園届が必要です。

アデノウイルスと診断された場合は、どのタイプに該当するか医師に確認してください。

条件により登園可能なもの

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始後 24時間 を経て、解熱し全身状態が良好となること
ウイルス性肝炎	主症状が消失し、肝機能が正常化したとき
手足口病	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響なく普段の食事が摂れるようになり、 解熱し、全身状態が安定しているとき
ヘルパンギーナ	
伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態が良好であること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳の症状が改善し、全身状態が良好であること
流行性嘔吐下痢症/感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事が摂れるようになること
サルモネラ感染症	下痢が治まり、全身状態が良好であること
カンピロバクター感染症	
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良好であること
ヒトメタニューモウイルス感染症	
単純ヘルペス感染症	口内炎や歯肉炎のみの場合は普通に食事が摂れていること
帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化すること
突発性発疹	解熱して全身状態が良好であること

○登園のめやすを参考に医師の診断に従い、登園届を提出してください。

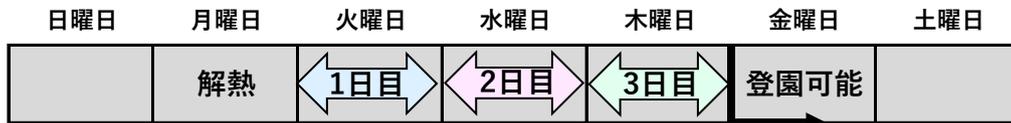
○感染力のある期間に配慮し、**集団での園生活が可能で健康状態になってからの登園をお願いします。**

出席停止の日数の数え方

出席停止の日数の数え方について

日数の数え方は、その現象が見られた日は算定せず、その翌日を第1日とします。
「解熱した後3日を経過するまで」の場合、例えば、解熱を確認した日が月曜日であった場合には、その日は日数には数えず、火曜（1日）、水曜（2日）、木曜（3日）の3日を休み、金曜日から登園許可ということになります。（図1）

図1 「登園停止期間：解熱した後3日を経過するまで」の考え方



解熱した状態とは

解熱した状態（熱が下がった状態）とは、解熱剤を使用することなく、一日安定して平熱状態を保つことを言います。**午前中に一度下がった熱が夜になって再度ぶり返すこともあります。熱が下がった後も1日は体温が安定しているか確認しましょう。**

インフルエンザにおける発症とは

また、インフルエンザにおいて「発症後5日」の場合の「発症」とは、「発熱」の症状が現れたことを指します。日数を数える際は、発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を第1日と数えます。

図2 「発症後5日」の考え方



※上記図にも記載のとおり、登園のめやす日数を数える時は、発症日・熱が下がった当日・主な症状が消えた当日は含まず、それぞれその翌日を1日目として数えます。